

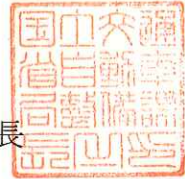


国自整第16号
国自安第6号
平成28年4月22日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

整備課長



安全政策課長



車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について

先般、車両火災事故防止について、「事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について」（平成28年2月19日付国自整第370号、国自安第254号）により通知したところであるが、更なる車両火災事故防止を図ることとして貴会並びに一般社団法人日本自動車工業会及び一般社団法人日本自動車車体工業会の協力の元、今般、別添1のとおり「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」を取りまとめたところである。

については、貴会傘下会員に対して、車両の点検整備を行う際に別添1を参考として、車両火災事故防止に努めるよう周知徹底を図られたい。

なお、本件については、別添2のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添える。



別添2

国自整第16号の2
国自安第6号の2
平成28年4月22日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局

整備課長

安全政策課長

車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について

先般、車両火災事故防止について、「事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について」（平成28年2月19日付国自整第370号、国自安第254号）により通知したところであるが、更なる車両火災事故防止を図ることとして一般社団法人日本自動車工業会及び一般社団法人日本自動車車体工業会並びに公益社団法人日本バス協会の協力の元、今般、別添1のとおり「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」を取りまとめたところである。

については、貴局管内の全ての一般乗合・一般貸切旅客自動車運送事業者に対して、車両の点検整備を行う際に別添1を参考として、車両火災事故防止に努めるよう周知徹底を図らねたい。

なお、本件については、別添2のとおり関係団体に通知したので申し添える。

別添1 「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」 (略)

別添2 関係団体あて通知文 (略)